

書評

山本信太郎 著

『イングラント宗教改革の社会史』 — ミッド・

テューダー期の教区教会 — 』

仲丸 英起

一六世紀初頭、現在の国名でいえばドイツ領に含まれる片田舎で一人の聖職者が起こした運動は、当人の意志をはるかに超えてヨーロッパ全体の政治および社会構造を決定的に変革させるに至った。中世において、ヨーロッパ中のあらゆる人々にとって何よりも重要であったのは生活の儀式的手段としてのキリスト教であり、したがってこれを統括する教会の社会的な地位は非常に高く、その中でも一番高い地位を享受していたのがローマ教皇であった。国王といえども教会から破門されれば臣下との契約関係が破棄され、全ての権力ないし命令系統が消滅してしまうため、このような普遍的な信仰共同体は世俗の封建制度と密接な関わりを有していたのである。こうした観点からすると、マルティン・ルターが唱えた「信仰のみ」という教説は、信

仰を個人の内面の問題に置き換え、社会秩序を担ってきた組織体としての教会を否定するものであった。ルター自身は決して社会変革を目指していたわけではなく、信仰共同体第一主義も払底されたわけではなかったが、その教説に端を発したいわゆる宗教改革と呼ばれる運動によって、神聖ローマ皇帝を主軸とする中世的普遍帝国ならびにローマ教皇によるキリスト教的統一社会は完全に分裂し、そこから新しい主権国家ならびにそうした主権国家間同士の関係が生じていったのである。

このような宗教改革による主権国家の成立という点で、典型例を示しているのがイングランドであると言える。国王ヘンリ八世と王妃キャサリンとの離婚問題に端を発するイングランド教会のローマ・キリスト教会からの離反は、結果的に教皇と国王による二元的権力体制の克服をもたらした。テューダー王朝はいわゆる絶対主義体制の基盤を築くことになった。政治権力のあり方の問題としては一応このように概括できるものの、それでは信仰の問題として宗教改革がイングランド国内でどのように進展したのかについては、依然として研究者間で合意が得られているとは言いがたい。主として中央政府の政策に焦点が当てられていた従来のイングランド宗教改革史研究に対して、二〇世紀半ばに新風を吹き込んだのはA・G・ディケンズであった。

その主張の特色は、研究対象を地域の民衆とし、そしてこうした民衆が宗教改革を推進する主体であつて、それゆゑ宗教改革は急速に進展しエリザベス即位時点までに完了した、という三点にまとめられる。デイケンズの見解は長らく權威を保つていたが、一九八〇年代入ると異議が唱えられ始める。C・ヘイグら一連の修正主義者は、研究対象を地域に設定する点ではデイケンズと共通項を持ちながらも、民衆には宗教改革を積極的に受容する土壌はなく、その推進主体はあくまでも中央政府であり、したがつて改革の進捗もかなり緩慢であつたと批判した。このように、地域や民衆に対する研究の深化がハイ・ポリティクスとしての宗教改革理解からの脱却を促進したのは明らかであるが、他面において研究の細分化は統一的なグラランド・セオリーの構築を一層困難にしたと言える¹⁾。また邦語でも八代崇氏や塚田理氏らによる研究の蓄積はあるものの²⁾、いずれも中央の政策の変化や教義上の問題に関する議論に留まつている感は否めない。

以上のような研究動向を受けて、山本信太郎氏が二〇〇七年三月に立教大学に提出した自身の博士学位申請論文に加筆・訂正する形で著したのが本書である。ごく簡単に本書の論旨を辿つて見ることにしたい。「序章」にお

いては研究史が概観され、これに対する批判的な検討がなされた上で、本書における著者の問題意識が開陳され、研究課題が設定される。著者は、「宗教改革」という語が定義困難であり、同概念を演繹的に適用する手法が無用な混乱を招いてきた事態を指摘して、宗教政策が短期間に變化したミッド・テューダー期における教区教会で、個々の政策がどのように受け止められ、それがいかなる意義を有していたのかについての探求を本書の主要な課題として設定している。「第一部 ミッド・テューダー期の宗教政策と教区教会」は「はじめに」とこれに続く三章、「小括」から構成されている。「はじめに」では教区を研究対象とする意義と使用される史料、またラドロウ教区が取り上げられる理由が簡潔に述べられる。「第一章 一六世紀における都市と教区 ―ラドロウの事例から―」では、ラドロウ教区という具体的な事例に則して、都市と教区との関係、また教区聖職者と教区委員について概観される。「第二章 宗教政策と教区教会 ―シュロップシヤの事例から―」では、第一章で取り上げられたラドロウ教区に加え、同じシュロップシヤ内のヘイルズオウエン教区とワーフィールド教区も補足的に検討対象としつつ、中央の政策に教区がどのように対応したのかが具体的に明らかにされる。「第三章 全国的動向の検討」では、第二章で検討したシュロップ

プシヤ各教区に見られた中央の政策に対する即応性が、イングランド内の他の教区に対してどの程度妥当性を有していたのかについて、書籍設置政策と聖堂内の可視的変革を事例として検討される。「小括」では第一部全体の議論が整理され、政府の宗教政策が教区教会において順調に遂行された様態が改めて確認される。さらに、こうした即応性の故に民衆に改革を受け入れる素地を見出すディケンズ流の解釈は支持しえず、第二部では教会巡察を通じて近世イングランドにおける教会行政の有効性が考察される、と予告される。「第二部 教区教会と教区巡察」も第一部と同じ章立てである。「はじめに」では教会巡察を取り上げる意義が第一部との関連で述べられ、また第二部全体の構成が示される。「第四章 教区教会から見た教会巡察」では、近世イングランドの統治手法における教会巡察の位置づけ、教会巡察の制度的概観、教区教会における教会巡察の受容のあり方について言及される。「第五章 巡察質問条項と教会巡察」では、巡察質問条項の概要、同条項の残存状況から読み取れる全体的傾向、同条項の具体的内容の検討から推測される事項について叙述が展開される。「第六章 ミッド・テューダー期イングランドの教会巡察」では、ミッド・テューダー期のイングランド国教会が宗教改革以前の教会行政組織を引き継ぎ、さらに制度としての教会巡

察の整備を促進することでこれを積極的に活用していったのではないかという前章の知見を踏まえ、具体的な巡察の実施状況が検討される。「小括」では第二部全体の議論が整理され、少なくとも巡察という制度を見る限り、地方での宗教政策の遂行に際しては、その内容に関わらず中世以来の教会行政機構がきわめて効果的に機能した点が確認される。よって、こうした機構の維持ないし安定と効率化が王権にとつての課題だったのではないかという推察がなされる。「終章」ではこの問題設定を引き継ぎ、教会行政組織に対する王権の関与を示す事例として、主教人事、新主教区創設計画書や聖職録に関する報告書、枢密院の指示による教会財産目録の作成と報告という三点が提示され、具体的に検討される。最後に本書全体の結語として、宗教改革の断行によっても揺るぐことなく、むしろその政策遂行に積極的に活用された中世から引き継がれた教会行政制度こそが、一七世紀以降確立されてゆくプロテスタント・ネイションとしてのイングランドの基盤であったという展望が示されている。

本書の最大の意義は、邦語による研究としては初めて地方における宗教政策実施過程の諸相に切り込んだ点にあると言える。先述したように、従来の日本人研究者による業

績は、国王、宮廷、議會、国教会幹部らを対象とした、ハイ・ポリティクスや教理に関する問題に焦点を当てるものが大半であった。これに対し、著者は日本の研究者として処理できる範囲内で最大限の史料を収集し、さらに綿密な史料批判を行い実証しうる事象を明らかにした上で、地方における宗教政策受容のあり方に可能な限り迫ろうとしている。また同時代の教区委員会計簿、巡察質問条項を本格的に一次史料として用いた研究は邦語文献では皆無に近く、方法の手堅さのみならずオリジナリティも十全に誇れる内容となっている。宗教改革は本質的に人々の信仰の問題であるがゆえに、中央にのみ目を向けているだけではその全体像を解明できないのは瞭然たる事実であり、歴史学的な手法に忠実に則って地方の実相を独自に解き明かそうとした著者の姿勢は、十分に評価されてしかるべきであろう。

二点目の意義として、著者はキリスト者としての立場から研究生生活を開始しているものの、本書においては歴史学的な客観性が損なわれていない点が挙げられる。とりわけキリスト教信者の割合が低い日本においては、キリスト教関連の歴史研究にはややもすると「信仰告白」的側面が垣間見られる。こうした傾向を批判する田川健三氏によれば、こういった専門家たちは「みずからの『信仰』をかた

め、仲間のキリスト教徒にも『信仰』を伝えたいという意欲ばかりが先走り、肝心の事実を正確にきわめ、それを人々に伝えることをおろそかにしがちである。(中略)だから、キリスト教徒ではない読者がその種の書物を手にしてみても、自分の知りたいことはあまり書いてなく、 unnecessary 説教や『信仰』の弁明ばかりをそこに見出すことになる。」こうした信仰と歴史観の問題は日本国内の問題に留まらない。著者も指摘しているように、英米圏においてイングランド宗教改革研究が混乱しつつある背景には、論者らの宗派対立が影を落としているのである。だが本書においては敬虔なクリスチャンとしての筆者の信仰が叙述に影響している形跡は見受けられず、この点に著者の歴史学者としての良心が顕現していると言えるだろう。

以上のように、本書が今後のイングランド宗教改革史研究を志す者にとつて必読すべき文献となるのは間違いないが、しかしいささかの瑕疵も感じられる。ここでは評者の気がつく限りで三点について指摘しておきたい。第一に、本書には具体的な宗教改革史像が提示されていない。たしかに筆者が混乱を来たしやすい「宗教改革」という概念の脱構築を目指し、地方レベルでの政策遂行過程に研究の焦点を絞る企図は理解できるものの、そこで見出された地方

の即応性と教会行政制度の強固さが、従来の研究史にどのように修正を迫るものであるのかが判然としない。「序章」において研究の細分化による弊害が指摘されている以上、読者としては何らかの統一的理念が打ち出されるのを期待するのであるが、残念ながら本書にはそうした結論は見出されない。個別と全体の統合は歴史学における永遠のアポリアではあるが、少なくとも著者はいかなる歴史観を本書の検証結果から導出したのかを、勇気を持って披瀝すべきではなかっただろうか。

次に本書の表題と内容との関係が挙げられる。著者本人も「あとがき」で指摘している点ではあるが、本書で展開される議論の内容と『イングランド宗教改革の社会史』という表題とは、若干乖離している印象が否めない。序章で述べられているように、本書は「教区教会でどのような『宗教改革』が起こったのか」ではなく、「個別の宗教政策が教区でどのように受け止められたのか」という問題を中心的な研究課題に据え、主として中央の支持に対する教区の表面的な対応を軸に分析が進められている。こうした本書の研究手法は、中央の政策決定過程や神学上の論争を対象にしているわけではないという点でたしかに「下からの」叙述を志向するものではあるが、設定された問題と導き出された結論は、いわゆる「社会史」という語から一般的に

想起されるものと乖離しているのではないか。日本におけるアンシャン・レジーム期フランス社会史の碩学であった故二宮宏之氏の表現によれば「社会史というものは自己限定的な概念ではなくて、むしろ、はみ出して行く概念、つねに自分を乗り越えてはみ出して行く概念」である。主として政策遂行過程に焦点をあてた本書には、こうした全体史への指向性が強いとは言えず、より内容を明確に表現するような表題にすべきであったと思われる。

三点目として、「民衆」という語の使用法がやや混乱しているように思われる。これまでの研究史において、宗教改革を押しつけられ、反体制宗教感情を抱いたとされている「民衆」には、社会階層で言えばヨーマン、ハズバンドマン以下小屋住み農や都市下層民までもが広く包含されるような印象を受ける。しかし本書で具体的な検討の対象となっている教区教会で個々の宗教政策を経験する「民衆」は、第二章第五節で取り上げられるトマス・シーズンとウォルタ・ポールドを除き具体的な人名は登場せず、基本的に教区委員ら地方行政の実務を担っていた人々を指しているように思われる。むしろ実際に個別具体的な下層の人々を組上に載せるのは困難であるとしても、「社会史」を表題に掲げる以上、分析概念としての「民衆」という語の適用に際しては、十分な慎重さが求められるはずである。

以上、評者なりに本書の意義と問題点を述べてみた。評者は広義の政治史を専門とする者であり、的外れな点があるとすれば著者の宥恕を請うばかりである。前述したように本書がイングランド宗教改革史研究の一里塚たる業績であるのは間違いない、今後とも著者による研究の深化と発展を心から願ってやまない。

(立教大学出版会、二〇〇九年三月刊、二一三頁、三、八〇〇円(税別))

注

- (1) 同分野の研究動向について、詳しくは山本信太郎「イングランド宗教改革史研究をめぐって」『ヒストリカル・リサーチ』A・G・ディケンズ特集号に寄せて——『西洋史学』第二二四号、二〇〇六年。
- (2) 八代崇『イングランド宗教改革史研究』(聖公会出版、一九九三年)。塚田理『イングランドの宗教——アングリカニズムの歴史とその特質——』(教文館、二〇〇四年)。
- (3) 田川健三『書物としての新約聖書』(頸草書房、一九九七年)、iv頁。
- (4) 鼎談『社会史』を考える『思想』第六六三号、一九七九年、二四頁。

(慶應義塾大学大学院文学研究科後期博士課程修了)